

令和4年12月理事会議事録

- 1 開催日時 令和4年12月19日（月） 15時10分 ～ 16時51分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- | | |
|-------------------|-----------|
| 理 事 長 | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事 | 神 山 浩 一 |
| 公 益 代 表 理 事 | 山 本 光 昭 |
| 同 | 佐 藤 裕 一 |
| 保 険 者 代 表 理 事 | 木 倉 敬 之 |
| 同 | 今 泉 礼 三 |
| 同 | 長 尾 健 男 |
| 同 | 天 野 勝 司 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事 | 古 川 大 司 |
| 同 | 小 林 司 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 猪 口 雄 二 |
| 同 | 長 島 公 之 一 |
| 同 | 松 本 純 一 |
| 同 | 遠 藤 秀 樹 |
| 公 益 代 表 監 事 | 塔 下 和 彦 |
| 保 険 者 代 表 監 事 | 吉 田 雄 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事 | 新 谷 信 幸 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰 一 |
| 常 任 顧 問 | 山 崎 章 一 |
| 参 与 | 安 部 好 弘 |
- 4 議 題
- 1 公益代表役員選任の認可
 - 2 議事
 - (1) 電子処方箋管理サービスの運用開始に伴う支払基金定款の一部変更等（案）
 - (2) 令和4事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び保健医療情報会計収入支出予算変更（案）
 - (3) 令和4事業年度認可事業特別会計予算、事業計画及び資金計画変更（案）
 - 3 報告事項
大規模修繕計画

4 定例報告

- (1) 令和4年10月審査分の審査状況
- (2) 令和4年11月審査分の特別審査委員会審査状況
- (3) 令和4年10月及び11月理事会議事録の公表

5 その他

令和4年度給与改定関係

5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。

本理事会の議事録署名者として今泉理事、長島理事にお願いする。

また、本日は、被保険者代表の福田理事、寺田理事が欠席である。

この結果、本理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名のうち、現時点で14名の出席を確認しているので、支払基金定款の規定により定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

議題1公益代表役員の選任の認可については、先ほど理事長互選会の冒頭で報告があったとおりである。

お手元の資料3の理事・監事・顧問・参与一覧表を添付しているので、ご確認いただければと思う。

それでは議事に入る。

議事の最初である電子処方箋管理サービスの運用開始に伴う支払基金の定款の一部変更（案）、予算事業計画等変更（案）についてお諮りする。

-----事務局から資料説明-----

電子処方箋管理サービスの運用開始に伴う支払基金定款の一部変更等（案）について、

- 電子処方箋管理サービスの概要
 - 社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更
 - 社会保険診療報酬支払基金電子処方箋管理業務関係業務方法書の策定
 - 支払基金電子処方箋管理業務に係る特別会計規程の基本的事項の策定
 - 令和4事業年度医療介護情報化等特別会計予算（支払基金電子処方箋管理業務関係）・事業計画・資金計画の策定及び予算の一部変更
 - 医療介護総合確保法等の一部改正に伴う医療機関等情報化補助業務及び支払基金連結情報提供業務に係る文書の一部変更
 - 支払基金電子処方箋管理業務の一部委託
- それぞれ説明。

(理事長)

ただいまの電子処方箋管理サービスの実施に伴う定款変更、その勘定に係る予算、事業計画等の案、電子処方箋の導入に係る補助事業の実施に伴う予算等の変更について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

この電子処方箋の業務自体は、既に法律が改正されて、政省令が今月、公布された上でいよいよ1月から動き出すということで業務方法書、予算定款変更ということは理解できる。

この法律の規定で、保険者が運営費、ランニングコストを負担することが明記されているが、スライド14で、令和4事業年度の予算は補助金財源ということが書かれてある。これは、厚生労働省からも基本は聞いていたと思うが、政府の令和5年度予算案が間もなく決定ということで、令和5年度以降この安定稼働の運営の予算について、支払基金はどのように聞いているのか。

一つ教えていただきたいのと、10月から全国4医療機関を選んでモデル事業を厚生労働省で実施している。我々も検討会に入って議論は時々聞いているが、十分な情報を得られていない。

まだ始まったばかりの地域もあるようだが、1月のうちにも全国がつながるようにする前提のようで、保険者がこの費用、ランニングコストをある程度負担をするとすれば、来年度以降なのか、その時期は近いわけであり、説明を厚生労働省医薬局からも受けたいと思っているが、まだそれも全国の稼働をどのぐらいを見込んでいくのかという状況も聞いていない。

支払基金にも、我々、支払基金のシステムの管理運営費を出していく者として、十分説明をいただきたいと思っているが、まずは令和4年度の予算は補助金で充てるとしても、令和5年度以降については、何か情報を得ているのか。それを伺っておきたいと思う。

(事務局)

令和5年度についても、先ほど、令和4年度の補助金の趣旨にもあったように、システムの運用に当たっての検証の観点も含めて、国からの一定の補助金が出ると承知をしている。

それを踏まえた上で、基本的には保険者のご負担をいただくという中で、それらの補助金を除いた部分について、保険者のご負担をいただきたいということで、運営負担金の単価の設定についても、ご相談させていただいているところである。

モデル事業については、現在、厚生労働省で実施をしており、支払基金

においても、その運用の環境を提供した上でモデル事業が進められている。

この中で、システム、運用の在り方について検証を行った上で、1月の運用開始に向けて万全を期していきたいと考えている。

最初は紙での運用が始まり、その後、実際の電子処方箋を発行しての運用ということも、ようやく始まりつつあるので、これらを踏まえた検証を行った上で、運用開始に向けて、支払基金としても、システム面等を中心に、万全を期してまいりたいと思う。

(保険者代表理事)

情報がまだ不足している中であり、支払基金においても読めないと思うが、今話があったように、この後では、来年度4月からの1年間の補助金プラス保険者の負担での運用経費というものが想定をされるので、1月からの運用開始、非常に限定的な4か所プラスアルファから始まるわけであり、十分、我々も厚生労働省から情報を得て、保険者として加入者の納得を得る説明をしていききたいと思うが、支払基金からもその費用負担を、保険者との間で、来年度の契約に向けて説明をされるということで、十分な説明をいただきたいと思っている次第である。よろしく願います。

(理事長)

ご指摘を踏まえて対応をするようにしていく。

他に質問、意見等がないようであれば、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

原案のとおり決定することとする。

続いて、議事(2)令和4事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び保健医療情報会計収入支出予算変更(案)についてお諮りをする。

-----事務局から資料説明-----

令和4事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び保健医療情報会計収入支出予算変更(案)について、

- ・ 診療報酬改定DXに係る共通算定モジュールの開発準備
 - ・ 柔整あはき等のオンライン資格確認に係るシステム開発
- に伴う支払基金事業計画の変更、保健医療情報会計予算の変更それぞれ説明。

(理事長)

診療報酬改定DXの関係の共通算定モジュールの要件定義に係る予算、事業計画の変更、オンライン資格確認の義務化をにらんだ施術所等におけるオンライン資格確認を行うシステムの設計等に必要な予算、事業計画の変更等について、質問、意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

この共通算定モジュールについて、スケジュール表でみると、次期改定を目指しているに見えるが、オン資についてもベンダーの対応がなかなかうまくいかずに、非常に混乱しているところもある。このモジュールということになると、ベンダーはかなり対応が難しいのかなというところもあるが、実施に当たっては全てのベンダーが対応できるということを念頭に置いて計画を進めているのか。それとも、実施できるところからやるというスケジュールなのか。

その辺のところ、医療機関としてもベンダーが対応しないとできない。どのようになっているかお知らせいただきたいということと、次期改定全てに対応するのが困難な場合、段階的に実施するというような話も伺ったことがあるが、段階的に実施するということになると、その都度システム改修が必要になり、負担がかかるということもあり、この辺のスケジュール感を教えていただきたい。

(事務局)

どのような工程でこの共通算定モジュールを開発・リリースしていくかということについては、政府において、来年の3月にオープンにするということになっており、本日の説明はあくまで仮のものである。

ご質問があった、令和6年度の当初、次期診療報酬改定において、全てのベンダーが対応できるようにするのか、あるいはその後、段階的な対応ということがあり得るのかということについては、厚生労働省から聞いているところでは、まずは令和6年度の診療報酬改定を目指し実施出来る所から対応し、次の2年後の令和8年度の改定でさらに開発範囲を広げて対応していくなど、今後のスケジュールについては、まだ政府において検討中だということである。第2弾という、2年後が当然あり得るという前提で、我々も開発していかなければいけないと考えている。

詳細については、厚生労働省あるいは政府全体としての検討を待ちたいと考えている。

(診療担当者代表理事)

現場に混乱が生じないように、よろしく対応をお願いしたいと思う。

(事務局)

厚生労働省と連携して、そのように努めていく。

(診療担当者代表理事)

今の件とも関連するが、支払基金側は国からの様々な委託等の受け手になるので、支払基金側でなかなか予測できなかったり、コントロールできないことが、この医療DX、データヘルス改革関連で、今後どんどん大きくなってくると思う。そうすると、支払基金側で、例えばそれに対する体制をどうするのか、人員の手当をどうするのかという将来予測が難しくなると思うが、その辺りの時期とか規模のところに対する対応というのは大丈夫なのか。

(事務局)

厚生労働省とよく連携を取りながら、例えば厚生労働省側からの体制面、あるいは予算面での支援、応援の強化ということも含めて、しっかりと話し合って対応していきたいと考えている。

(診療担当者代表理事)

以前から何回も指摘させていただいているが、支払基金というよりは、医療DXの基盤そのものになりつつあり、やはりそのための体制づくり、これがある意味、少し中・長期的な計画を持って、しっかりと立てて進めていきたいと思う。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

冒頭申し上げたように、データヘルスの関係の委託業務が大変増えてくるので、三つの方法で人材を確保していく必要があると思っている。

1点目は、中核職員について、厚生労働省からの出向を担当部局に依頼をしている。2点目は、外部人材の登用、民間のベンダー等でのシステム開発等の経験のある専門人材を外部から登用していく。それから3点目は、診療報酬の算定要件その他について知見のある職員を、優秀な職員を現場から公募で募集をする。そして、その専門性を磨くように養成をしていくと。

この三つの方法で、必要な人員を確保していく方向で考えているが、いずれにしろ、厚生労働省とも十分連携を取りながら、しっかりとした体制を築いていくようにしていきたいと考えている。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

先程からご説明があった件、会計区分や勘定区分としてはスライド45に全て包含されているものと認識している。また、電子処方箋、医療DX共通モジュール開発の件、柔整あはき等向けの資格確認システムの開発、それぞれの趣旨や目的について異を唱えるものではない。これらは全て世の中の動きを踏まえたものであり、円滑に進めていただければと思うが、保険者として2点ほど申し上げておきたい。

1点目は先ほど電子処方箋のところでもご意見があったが、やはりそれぞれについての費用負担をどう考えるかということである。

2点目は、ただいまご意見があったが、開発上の課題というのが、この資料には明示されていないことである。先ほどのご説明だと構想通りスムーズに進んでいくように聞こえるが、実際は複数のシステム構築が並行して走ることで、実行上の課題とそれらを想定した対応の考え方があると思う。そのご説明がないので、却って不安を覚える。手戻りがあったりスケジュールが変更になったり、その結果、想定以上にコスト増となるということ未だに防止するために、どのような対応を取られるのか、その辺りを明示して厚生労働省とも、あるいはここにいらっしゃる皆さんとも共有していただければ有難い。

(理事長)

設計等に関しては、まず、厚生労働省の委託元において調査研究、検討会で骨格の機能、基本的な役割等については整理をされる。私どもでは、それを踏まえた要件定義や設計を担うということであり、基の部分の機能、役割等については、厚生労働省の調査研究なり検討会における検討と整合性を取ってやっていく必要があるため、そこは十分連携を図りながらやっていきたいと考えている。

ご指摘に感謝申し上げます。他に、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

診療報酬DX、モジュール導入ということと、もう一つは、柔整あはき療養費と、スライド40にあるように健診実施機関もこういう簡易な資格確認の仕組みを入れていくということで記載されていると思う。こちらは、今保険証にある記号番号で動いている世界を、保険証廃止、2年後の令和6年の秋を目指すということで今進んでいる。政府も省庁間の検討会、実務的な検討の場ということもこれからという段階である。それから、準備に入る、要件定義に入られるということで、スライド41にあるように、簡易な資格確認の仕組みというのが行えるような汎用カードリーダーと記載されているが、これも医療保険部会でも一応の説明資料は出たが、まだまだこ

れからである。柔整の世界とか健診の世界もこういう事業者は、マイナンバーカード自体の活用というところ、オンライン資格確認の世界とまた違うところで今動いている方々であり、我々もこの方向性はもちろんこういう方向で進んでいくべきだと思っているわけだが、実務上の課題をきちんと整理していかないと、実際の現場で混乱が生じるだけと思っている。厚生労働省にもきちんとこれから詰めて行きながら保険証の廃止に向けて具体的に進めてほしいと申し上げているが、支払基金でも受託をして開発に入られた中では、どういうシステム、あるいは、そのシステムに載れないような方々も含めての対応の仕方、スライド40の一番下にあるような、マイナンバーカードがない受診者、被保険者のような方々、あるいは、あはき等でも読み取り機が本当に使えるのかどうかも含めて、そこまで視野を広げて実際に動く仕組みでの要件の検討を議論しながら進めていただきたい。途中過程でも我々保険者にも説明をいただければと思う。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。ご指摘を踏まえて対応していきたいと思う。他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

他に、質問、意見等がないようであれば、ただいまの診療報酬改定DXの共通算定モジュールの開発に伴う予算等の改正、オンライン資格確認の義務化を踏まえた施術所等における資格確認ができるシステムの開発、電子処方箋管理サービスの運用経費を電子処方箋管理勘定に移替えの3件について、原案のとおり決定させていただくということによろしいか。

(異議なし)

原案のとおり決定することとする。

続いて議事(3)令和4事業年度認可事業特別会計予算、事業計画及び資金計画変更(案)について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による流行初期医療確保措置の概要
- ・ 当該措置の支払基金の業務に係るシステム改修準備に関する令和4事業年度認可事業特別会計予算、事業計画及び資金計画変更
それぞれ説明。

(理事長)

ただいまの流行初期医療確保措置に係るシステム改修のための予算変更、事業計画の変更について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

説明させていただいた三つの議事について、いずれも本日議決いただいた定款の変更と、事業計画、資金計画の変更等については、厚生労働大臣宛て認可申請を行う必要があります、法令の定めるところにより手続を行うこととする。

次に、報告事項に移る。報告事項の大規模修繕計画について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

支払基金保有資産活用基本方針に基づく、大規模修繕計画の策定、施設及び設備準備積立預金、研修センター売却収入の取扱い並びに、令和5年度から令和9年度における大規模修繕計画の対象事務所と修繕箇所等について説明。

ただいまの大規模修繕計画について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

この間、十分な修繕ができていなく、劣化の状態に応じて写真が添付されているが、実際に見たらもっとひどい状態だろうと思う。その点については、優先順位をつけて修繕を進めていただければと思っている。この大規模修繕計画の中の、特に施設及び設備準備積立預金への繰入れの関係で一点お話をさせていただきたい。

施設の売却について、売却益を全て積立預金に繰入れをして、今後の修繕や新しいビルの借上げ費用等に充てるという考え方になっているのかと思っている。売却益については、昨年4月の理事会で、それぞれ計画を立ててやっていくといった中で、積立預金に繰入れをしていくことになったということは承知しているが、昨年の段階では、まだ明確に売却額や、売却の実施時期が明確になっていたわけではない。今後いろいろな施設の売却が明確になっていくと思うが、保険者の立場から言うと、やはり審査支払の手数料、これは毎年、翌年度の交渉をしているということであるが、今

年度の契約交渉の経緯を見ると、この売却益については、令和5年度以降に協議するものと私は理解をしている。もともとは、保険者から支出負担をしているその収入の中で、それぞれ建物についても取得されたり、建設されたりしているのだと思う。部分的に全額手数料の低減に向けて活用していくということを私は申し上げるつもりはないが、個別具体的にになってきたら、やはりそれは保険者のほうにも報告していただき、具体的に、この部分については、修繕に回していったらどうなのか、これは売却益も結構高額になっているので、手数料の低減のほうに振り分けるなど、そういった協議を令和5年度以降もやっていくと、今回の手数料交渉の経緯を見たら、そのように理解をしている。

よろしく願いをする。

(事務局)

昨年のこの基本方針を策定したときの話を少し振り返るが、先ほども説明した建築後30年以上の事務所建物33か所のうち、事務局とセンターの併設の9か所を除いて単独事務局と設置となった24か所は売却する方針をこの理事会でご承認いただいたところである。その後、24か所のうち3か所、三重と岡山と山口であるが、関係団体の賃借のご希望をいただいているので、残り21か所を売却するという方針としている。

さらに、4月の理事会でもご説明したとおり、30年未満の建物のうち、資産価値の高い神奈川事務所も売却する方針を示して22か所を売却ということである。ただし、建物の資産価値というのはほとんどなく、土地代が主なものであり、今申し上げた神奈川以外の事務局は地方都市であり、思ったほど売却益は得られないと考えている。

移転すれば新たな賃借物件の賃借料も発生し、売却益と想定した費用の比較等も慎重に見極めて詳細な移転売却計画を策定する必要があると考えている。

基本計画をお諮りしたこの理事会の議論を経て、費用負担をお願いしている保険者団体にも丁寧な説明を心がけたいと考えている。

(理事長)

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

全国の審査委員会事務局は、職員はもちろんだが、審査委員の先生方も毎月審査にご尽力いただいている場所である。したがって、しっかりと修繕を進め、きちんと環境整備をしていただきたいと思う。売却益はもちろん、手数料も含めてしっかりと修繕に必要な財源を確保すべきと考える。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます
他に、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

必要、かつ計画的な修繕を行うこと自体に何ら異を唱えるものでは無い。それは労働環境改善ということにも繋がるであろうし、計画的に修繕費を投入することは、その施設のライフサイクルコストの観点からも良いと思う。過去の経緯はひとまず措き、こういう計画について関係者と協議していくというのが、相互の信頼関係強化にも繋がると思うので、やはり基本的な考え方や判断の尺度等について、まずはすり合わせていくべきであろうと思っている。

また、そこにかかる費用を、売却益や賃貸収入の範囲で賄っていきこうという趣旨も、私なりに理解しているつもりである。ただ、ここで若干認識のすれ違いが残っているようにも思える。本件の目的は、あくまで施設の必要な計画的修繕の実行により、労働環境を整えつつ施設をできるだけ適切に延命させるということであり、売却益や賃貸収入、あるいはこれらによる積立で必要額を賄うというのはあくまで手段の話である。従い、施設を適時適切なタイミングで修繕していく計画をすり合わせながら進めていくということが第一義であり、積立預金に売却益を全て繰り入れるとか入れないとかいうことは、あくまでその手段の話だと考える。

仮に、売却益なり賃貸収入が少なく、それだけでは賄えない場合は修繕しないのかということ、そのようなことはないわけで、必要なものを実施するために関係者とも方策をすり合わせる。そのときは、積立金では足りないことから、この部分はどうするのかという話が当然話合いとして出てくるであろう。その裏返しとして、当面はこれで十分賄えるという場合には、逆の見方から協議すべきことがあって然るべきであろうと思う。

ここは、目的と手段が何かということを確認し、長期的な考え方をベースにしつつ、都度協議すべきことはしていく、ということなのではないかと考える。この辺りを共通認識として、保険者とも今後話を進めていただければと思う。

(被保険者代表理事)

冒頭、理事長の再任に当たり、新しい支払基金を今後、徹底した団体交渉・労使協議を通じて建設的な労使関係の構築していくことにも期待している。

スライド65の試算結果について、いずれ枯渇するということで、先ほど

収入の見通しがここには入っていないという説明もあったが、やはりここは中長期で財源をどうしていくのか、修繕計画をどうしていくのかということを見通していかないといけないと思っている。今回の財源は繰入れしてやらざるを得ないと、それはやむを得ないと思うが、例えばもっと効率化できる部分があるのかなどについては、ぜひ今後もいろいろなアイデアがあろうかと思うので、こういった場で検討などできればという気はしているのでもよろしく願います。

(理事長)

ご指摘をいただいたことを踏まえ、今年の手数料協議の場でも申し上げたが、平成21年には、施設設備の積立金は83億あったが、現在10億まで減っている。それはなぜかという、保険者の皆様の財政状況が厳しい、積立は1億しかできないという中で、それを取り崩してずっと修繕に充ててきたということである。この修繕も先ほどのスライド59で見ていただいたように、屋上防水・外壁の実施率は、全事業所の3割とあるが、これは事業所の数ではなくて、長期修繕計画で必要とされた修繕の3割しか実施できずに7割が実施できなかったということで、お手元の写真についているような雨漏り、タイルが剥がれ落ちるといった状態になっている。確かに仰るように、これは手段と目的の話である。これまでどこを修繕して、どこを売るのかということがしっかり整理できていなかったのも、ある意味、短期の支出を切り詰めるために必要な修繕をしてこなかったというのが、これまでの財政運営だと思うが、今回しっかり整理をしたので、集約拠点とか30年未満の事務所はしっかり修繕して、できるだけ長く使うということが基本的な方針だと思っている。

その財源をどうするのかということであるが、資産活用の基本方針では、基本的には売却益はそれに充当していくという議決をしていただいた。それは、ある意味では、事務所を売却したもので古い事務所のメンテナンスをしていく、至極当然の方針だと思っている。手数料の引下げに充ててもいいのではないかというご意見があることは理解するが、これまでの長い期間でいえば、必要な積立をしないで、短期の支出をカットするために必要な修繕をしてこないで今の状態を招いているという反省に鑑みると、もちろん協議はさせていただきますが、しっかりとした財源確保のめどがない。平成19年の頃は年間16億の積立をしていた。別途、手数料の中から積立をしていただけるということであれば、売却収入を充てないでという選択肢がないとは申し上げないが、しっかりとした財源確保のめどが立たないのに、売却益を積み立てる方針だけを撤回するということは、なかなかできないと思っている。これは、協議の中でそれを今後、計画的に積み立ててもいいと保険者の皆様に了解を得られるなら、その方針の見直しを検

討したい、また、理事会でお諮りしたいと思うが、そういうことについて、確たるめどがないのであれば、単純に資産売却益を積み立てるという方針を撤回するのは難しいと思っている。協議の中で、しっかりとした積立をしていいということをお願いするのであれば、それは、この場に今後、売却益をどうするかということを含めて、理事会でご議論をいただきたいと思っている。

確かに目的と手段であり、しっかりとした修繕ができれば、売却益にこだわるものではないが、この間の反省に鑑みて、本当にそのようなことが担保していただけるのかどうか、大変心もとなく思っているというのが、率直な思いである。

(保険者代表理事)

理事長の仰っていることを理解していないわけではない。ただ、個別の売却案件によっては、売却益の出る金額にも差が出てくるし、それは最初から全て積立預金に繰入れをするということではなく、部分的には手数料の低減、引下げに充てることもあるのではないかと。それは、やはり個別に協議すべきであると。そこだけ申し上げているので、修繕するべきではないということではない。

(理事長)

積立金について必要な計画を立て、積立預金への積み増しというものについて、拠出していただけるということであれば、それはあり得ると思うが、例えば、8億の売却収入を入れないということであるとすると、スライド65にあるように、早晚底をつくわけであり、いずれ手数料でお支払いいただく必要が出てくるとは思うが、売却収入を運用益に充てるということだと、結局売却益がない年は、その分手数料に反映することになり、それが本当に適当なのかどうなのか、そういうことも含めて議論をさせていただきたいと思う。一切拒否するということをお願いしているわけではないが、お手元の資料でいうと平成11年以降、必要な修繕の7割が実施できなかった。それは申し訳ないが、必要な資金拠出がなく、緊急性のあるものしか実施してこなかった。そういうことの結果として、現在のタイルが剥がれ落ち、雨漏りがするという事務所の状況を惹起しているわけであり、そこはしっかりとした財源確保のめどを立てながら協議をさせていただきたい。その場合には、資産活用方針というのは理事会で決定していただいているので、この場にその状況をお諮りして、先ほどお話があった診療担当者代表、あるいは被保険者代表の皆さんの意見もお聞きしながら決めていきたいと思っている。

(保険者代表理事)

本件については、この理事会の場で全て議論することも出来ない。今後保険者とも必要な協議をしていただきたいということであり、まずはその旨をご理解いただければと思う。

(理事長)

協議はさせていただきたいと思うが、要は、基本的な財源確保のめどを立てながらどうしていくのかということを経営者から協議させていただきたい。これまで単年度主義で短期の支出削減のために必要な修繕をしてこなかったということがあるので、その反省に鑑みてどのように資金確保をしていくべきかということについて、基本的な議論をさせていただきたいと思う。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

(理事長)

本日は議題が多くて、既に予定の時間から少し経過しており、定例報告については3点あるが、説明を省略させていただく。お配りしている資料については、後ほどご高覧いただきたいと思います。

その他、お手元の99スライドの令和4年度の給与改定関係について、国家公務員と同様の改定率である0.23%の引上げを行った。具体的には、大卒の初任給を3,000円引き上げ、合わせて30歳台半ばまでの職員が在職する等級及び号について改定率の範囲内で引上げを行っている。

また、12月の期末勤勉手当については、国家公務員の改定状況に並んで0.1か月分を引き上げ、基礎額を乗ずるという形で12月9日に支給したことを報告させていただく。

全体を通して質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段、質問、意見等ないようであれば、本日の理事会は、これをもって閉会とさせていただきます。

次回の理事会については、1月30日、月曜日の午後3時から開催する予定としているので、よろしくようお願い申し上げます。

令和4年12月19日

理 事 長 神 田 裕 二

保 險 者 代 表 理 事 今 泉 礼 三

診 療 担 当 者 代 表 理 事 長 島 公 之